**○法務省告示第百六十五号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表有限会社丸由広瀬縫製の項からケイエイチ有限会社の項まで、株式会社タカハシキカンの項、株式会社三幸製作所の項、近藤設備設計株式会社の項、株式会社エスジーケーの項から有限会社マーコの項まで、有限会社皿井植物園の項、有限会社プチファミの項、有限会社宇佐美縫製の項及び神宮食品株式会社の項を削る。

第三号中「平成二十三年五月二日」を「平成二十六年五月二日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年五月二日から施行する。

**○法務省告示第百六十六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社サンプラン | 東京都江戸川区谷河内二丁目五番十二号 | 建設機械施工 |

**○法務省告示第百六十七号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社ＫＣＭの項中「溶接」の下に「、塗装」を加える。

**○法務省告示第百六十八号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社ホテルニューアカオ | 静岡県熱海市熱海字釜ケ根千九百九十三番地の二百五十 | ホテル業務 |

**○法務省告示第百六十九号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 八洲金属株式会社 | 岐阜県岐阜市大黒町四丁目四番地の一 | めっき |
| 株式会社カワイ | 岐阜県大垣市世安町二丁目八十六番地 | 溶接 |

**○外務省告示第百三十二号**

平成二十六年三月三十一日にダルエスサラームで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

平成二十六年四月十四日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億八千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岡田眞樹在タンザニア大使

タンザニア側　サバシウス・リクウェリレ財務次官

**○文部科学省告示第六十二号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、平成十二年文部省告示第五十八号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の補助金等から適用する。

平成二十六年四月十四日

文部科学大臣　下村　博文

制定文中「文部省」を「文部科学省」に改める。

本則中「幼稚園就園奨励費補助金、要保護児童生徒援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、へき地児童生徒援助費等補助金、学校教育設備整備費等補助金」を「へき地児童生徒援助費等補助金、高等学校等修学支援事業費補助金、要保護児童生徒援助費補助金、学校教育設備整備費等補助金、幼稚園就園奨励費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金」に改め、「、安全・安心な学校づくり交付金及び」を削る。

**○文部科学省告示第六十三号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

文部科学大臣　下村　博文

別表補助金等の名称の欄中「健康教育振興事業費補助金　学校給食検査設備整備費補助金」を「健康教育振興事業費補助金」に、「先導的創造科学技術開発費補助金　戦略的国際研究交流推進事業費補助金」を「科学技術戦略推進費補助金　科学技術総合推進費補助金」に、「総合特区推進費補助金」を「核セキュリティ強化等推進事業費補助金」に、「地球観測衛星開発費補助金」を「核セキュリティ強化等推進事業費補助金」に、「原子力人材育成等推進事業費補助金」を「原子力人材育成核変換技術研究開発費補助金」に、「沖縄振興自主戦略交付金」を「沖縄振興自主戦略交付金」に、「政府開発援助ユネスコ活動費補助金」を「政府開発援助ユネスコ活動費補助金　ユネスコ活動費補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「総合特区推進費補助金」については、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。